

II 地域福祉班

1 老人福祉・介護保険

2 障害者福祉

3 児童福祉

4 母子及び父子並びに寡婦の福祉

5 配偶者暴力相談支援センター

6 地域福祉

- 1) 社会福祉協議会
- 2) 民生委員・児童委員
- 3) 生活困窮者自立支援

1 老人福祉・介護保険

1) 老人福祉及び介護保険制度並びに県の取組

老人福祉法においては、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持つ健全で安らかな生活を保証されるものとする。」と基本的理念が述べられており、また、地方公共団体は、その施策を通じて基本的理念が具現されるよう配慮しなければならないとされている。

県においては、老人福祉計画（老人福祉法に基づく。）及び介護保険事業支援計画（介護保険法に基づく。）を一体とした「沖縄県高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、自立した生活を送ることができるよう、高齢者の多彩な活動並びに市町村の介護予防等の取組への支援や介護サービスの向上に取り組んでいる。

表1 市町村別65歳以上人口と高齢化の状況(令和6年10月1日現在)

単位：人、%

市町村名	人口				人口比率 B/A C/A
	総人口 A	65歳 以上人口 B	75歳 以上人口 C	人口比率	
				B/A	
沖縄県	1,483,379	353,339	169,903	23.8%	11.5%
南部福祉事務所 管内	431,538	98,055	46,060	22.7%	10.7%
1 浦添市	115,317	24,796	12,128	21.5%	10.5%
2 糸満市	62,282	14,666	6,505	23.5%	10.4%
3 豊見城市	65,877	13,734	6,482	20.8%	9.8%
4 南城市	46,818	12,370	5,982	26.4%	12.8%
5 西原町	35,684	8,523	3,865	23.9%	10.8%
6 与那原町	19,817	4,437	2,085	22.4%	10.5%
7 南風原町	41,186	8,342	3,880	20.3%	9.4%
8 渡嘉敷村	671	180	81	26.8%	12.1%
9 座間味村	884	202	98	22.9%	11.1%
10 粟国村	652	252	117	38.7%	17.9%
11 渡名喜村	291	132	69	45.4%	23.7%
12 南大東村	1,196	325	147	27.2%	12.3%
13 北大東村	543	137	54	25.2%	9.9%
14 久米島町	7,168	2,354	1,123	32.8%	15.7%
15 八重瀬町	33,152	7,605	3,444	22.9%	10.4%

※本表は、各市町村から報告のあった令和6年10月1日現在の住民基本台帳のデータに基づく数値を取りまとめたものです。

※保健医療介護部高齢者介護課介護保険人材班公表データより抜粋

2) 介護保険事業者に係る業務

① 介護保険事業者の指定・更新について

介護保険事業者の提供するサービスのうち、介護老人福祉施設等入所施設に併設されている事業所は県本庁での指定となっており、南部福祉事務所では単独型事業所の居宅介護サービスについて指定及び更新を行っている。

② 変更届出等について

介護保険事業者より、事業所運営に係る変更届、介護給付費算定に係る体制等届出、事業所の廃止・休止・再開届出に関する業務を行っている。

③ 介護保険事業所に対する運営指導について

「沖縄県介護保険施設等指導要綱」に基づき、介護保険事業所に対して運営指導を行っている。指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、事業者等の支援を基本とし、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし実施される。

④ 業務管理体制整備について

平成21年の介護保険法の一部改正に伴い、事業者（法人）は法令順守等の業務管理体制の整備・届出が義務付けされており、「介護サービス事業者の業務管理体制の確認検査実施要領」に基づき定期的（6年毎）に確認検査（一般検査）を実施している。令和6年度実施件数 33件

表2 指定及び指定更新等の実施状況

サービスの種類	令和6年度		
	指定	指定更新	運営指導
訪問介護	10	3	5
訪問入浴介護	—	—	—
介護予防訪問入浴介護	—	—	—
通所介護	10	14	8
訪問看護	20	6	6
介護予防訪問看護	18	4	6
福祉用具貸与	1	2	1
介護予防福祉用具貸与	0	2	1
特定福祉用具販売	0	2	1
特定介護予防福祉用具販売	0	2	1
通所リハビテーション	—	—	2
介護予防通所リハビテーション	—	—	2
合 計	59	35	33

2 障害者福祉

1) 障害者福祉(障害者総合支援法)

平成 15 年 4 月にこれまでの「措置制度」から利用者が主体的にサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」に移行し、実施主体は市町村となつた。平成 18 年 4 月から障害者自立支援法が施行され、これまで身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとにサービスが提供されていたのが障害種別にかかわらず、一元的にサービスが利用できるようになった。

平成 24 年 4 月には、児童福祉法の一部改正に伴い、これまで児童福祉法と障害者自立支援法に分かれていた障害児を対象とした福祉サービスの根拠法令が一本化され、18 歳以上の障害児施設入所者に対しては、障害者自立支援法が適用されることとなつた。

平成 25 年 4 月の法改正で、障害者自立支援法は障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）となり、障害者の定義に難病等が追加された。

本県では平成 26 年 4 月より、すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会の一員として安心して暮らすことができる共生社会（インクルーシブ社会）の実現を目指して「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」がスタートした。

2) 特別障害者手当等支給制度

特別障害者手当制度及び障害児福祉手当制度は、昭和 60 年 5 月 1 日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）第 7 条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づき、昭和 61 年 4 月 1 日から実施されている。

なお、障害基礎年金及び特別障害者手当制度の創設に伴い、経過措置分を除いて従前の福祉手当制度は廃止となつた。

(1) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の特別障害者に対して支給されており、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的としている。

(2) 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の者に支給されており、重度障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としている。

(3) 経過的福祉手当

昭和 61 年 3 月 31 日現在において 20 歳以上であり、従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も受給されない者を対象としている。（現在は新規認定を行っていない）

表1 令和6年度特別障害者手当等支給状況(町村別)

(支給人員は令和7年3月31日現在)

内訳 町村別	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当		合 計	
	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額
西原町	73	24,364,760	29	5,777,100	0	0	102	30,141,860
八重瀬町	24	8,838,000	28	5,184,640	1	187,340	53	14,209,980
与那原町	21	7,204,440	19	3,560,400	0	0	40	10,764,840
南風原町	44	14,609,900	47	8,994,200	0	0	91	23,604,100
久米島町	9	3,411,320	0	30,440	1	187,340	10	3,629,100
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0
座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0
粟国村	2	430,880	0	0	0	0	2	430,880
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	0	0	1	187,340	0	0	1	187,340
北大東村	0	0	1	187,340	0	0	1	187,340
合 計	173	58,859,300	125	23,921,460	2	374,680	300	83,155,440

3) 障害者自立支援について

(1) 障害者相談支援事業

市町村が主体となって、障害者（児）や家族及び支援者などからの相談に応じ、情報提供や権利擁護等の必要な援助を行うため相談支援事業を実施している。各市町村では、相談支援体制の充実を図るため、自立支援協議会を設置し、相談事業所等関係機関との意見交換、研修会等を行っている。

また、本県では、北部、中部、南部、宮古、八重山の各圏域に圏域アドバイザーを配置し、自立支援連絡会議を設置している。各部会（相談支援部会、療育・教育部会、就労部会、住まい・地域支援部会）活動を通じて、圏域の障害福祉の推進を

図っている。

(2) 自立支援給付支給事務等に関する指導

○自立支援給付支給事務等に関する市町村指導は、「自立支援給付支給事務等に関する市町村指導実施要綱」に基づき行われている。

令和6年度は、管内7市町村（那覇市、糸満市、豊見城市、与那原町、久米島町、北大東村、南大東村）に対し、業務等が適正かつ円滑に行われるよう指導を行った。

○障害者総合支援法等に基づく障害サービス事業者等に対する指導及び監査

「障害福祉サービス事業者指導及び監査実施要綱」に基づき、自立支援給付対象サービスの取扱い、費用の請求等に関する事項について周知徹底させる目的で実施している。

表2 障害福祉サービス事業者等指導

令和6年度

事業種別	実施数	事業種別	実施数
居宅介護		就労移行支援	1
重度訪問介護		就労継続支援A型	2
同行援護		就労継続支援B型	9
行動援護		就労定着支援	
療養介護		自立生活援助	
生活介護		共同生活援助	1
短期入所		児童発達支援	4
自立訓練（機能訓練）		放課後等デイサービス	7
自立訓練（生活訓練）	2	保育所等訪問支援	
		計	26

(3) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養する者（保護者）の死亡または重度障害等が生じた場合に、残された心身障害者の生活保障のため、年金を支給することを目的とした任意加入の共済制度である。

表3 心身障害者扶養共済制度加入等状況

令和6年度末現在（単位：人）

	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	久米島町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	その他	計
加入者数	0	1	5	2	0	0	0	0	2	0	0	0	10
受給者数	1	2	6	8	0	0	0	0	0	0	0	9	26

3 児童福祉

児童の福祉は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成され、ひとしくその生活を保障され、愛護されて、将来の社会を担う健全な社会人として育成されることを目的とし、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童の健全育成に対する責任を担うことになっている。

当所は、児童相談所や市町村等関係機関と連携しながら、家庭児童相談機能の強化、児童の健全育成策の充実等を図っている。

1) 家庭児童相談

(1) 管内児童人口の状況

令和6年1月1日現在の管内の0～19歳の人口は160,087人で、管内総人口747,032人のうち21.4%を占めている。市町村別の総人口に占める0～19歳人口の割合は、下表のとおりとなっており、南風原町が最も高く、次いで八重瀬町、豊見城市の順となっている。

表1 市町村別0～19歳人口

(令和6年1月1日現在)

市町村	那覇市	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	久米島町
総人口(人)	315,485	115,545	62,607	66,101	46,458	35,656	19,930	40,800	32,881	7,279
0～19歳(人)	60,251	25,382	14,224	16,290	10,670	7,740	4,699	10,434	8,310	1,358
割合(%)	19.1	22.0	22.7	24.6	23.0	21.7	23.6	25.6	25.3	18.7

市町村	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	合計
総人口(人)	675	870	664	300	1,224	557	747,032
0～19歳(人)	127	148	94	25	242	93	160,087
割合(%)	18.8	17.0	14.2	8.3	19.8	16.7	21.4

(2) 家庭児童相談

家庭は児童育成の基盤であり、児童の人格形成に極めて大きな影響を及ぼすものであるが、近年の社会情勢の変化や地域コミュニティ機能の低下に伴い、子どもの養育に対する支援を必要とする家庭が増加している。

当所には、家族関係の健全化、養育の適正化、児童福祉の向上を図る目的で家庭児童相談室が設置され、家庭児童福祉主事1名、家庭児童支援員1名が配置されている。また、児童福祉法改正に伴い、平成17年4月から各市町村に児童家庭相談窓口が設置されており、県福祉事務所(家庭児童相談室)においては、高い専門性を必要とする相談への対応や、町村の後方支援の役割を担っている。

表2 家庭児童支援員の活動状況					件数
項目 年度・ 人数	電話相談	来所相談	出張(同行訪問、会議)	情報共有	その他
R6 1人	109	4	51	77	11

2) 助産施設

助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由等により入院助産を受けることができない妊娠婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とする施設である。当所で助産を実施した人数は下表のとおりである。

表3 年度別助産施設入所状況(助産施設別人数)

助産施設 年度	沖縄協同 病院	沖縄赤十字 病院	南部徳洲会 病院	那覇市立 病院	県立南部 医療センター・ こども医療 センター	県立中部 病院	琉球大学 病院	計
令和2年度	5	4	7	3	12	0		31
令和3年度	0	3	6	1	3	1		14
令和4年度	1	0	7	0	5	0	4	17
令和5年度	2	2	8	2	6	0	9	29
令和6年度	3	2	10	3	7	0	5	30

3) 保育行政等指導監査

沖縄県保育行政等指導監査実施要綱に基づき、管内町村の保育行政（保育所入所事務等）、及び管内市町村（那覇市を除く）の公立保育所、公立幼保連携型認定こども園に対する指導監査を行っている。

また、沖縄県へき地保育所立入調査実施要領に基づき、管内へき地保育所に対する立入調査を実施している。

令和6年度指導監査等実施対象

○町村保育行政（2町1村）

久米島町、八重瀬町、渡嘉敷村

○市町村公立保育所、市町村公立幼保連携型認定こども園（19施設）

浦添市（大平保育所、宮城ヶ原保育所、内間保育所、浦添こども園、内間こども園、牧港こども園、当山こども園）

豊見城市（座安保育所、上田こども園）

糸満市（真壁こども園、喜屋武こども園、糸満南こども園）

南城市（大里こども園）

南風原町（宮平保育所）

西原町（坂田保育所）

与那原町（阿知利保育所）

八重瀬町（ぐしかみこども園）

久米島町（中央保育所）

渡嘉敷村（とかしき保育所）



○へき地保育所（1施設）

南大東村立へき地保育所

4 母子及び父子並びに寡婦の福祉

社会経済状況が厳しさを増す中で、離婚等が原因のひとり親世帯が増加している。また、ひとり親家庭は経済的に不安定な状況が多く、さらに時代とともに抱える問題も多様化している。

これらのひとり親家庭等に対し母子父子寡婦福祉資金の貸付による経済的な自立の支援を図るとともに、生活相談や生業の指導等を行い、福祉の向上に努めているところである。

(1) ひとり親世帯の実態

当所管内の母子世帯数は、令和5年10月25日現在6,177世帯で、総世帯数に占める割合は3.60%となっている。父子世帯数は、令和5年10月25日現在567世帯で、総世帯数に占める割合は0.33%となっている。

表1 市町村別 ひとり親世帯数及び出現率

No	市町村名	総世帯数		母子世帯						父子世帯					
				世帯数			出現率			世帯数			出現率		
		H30	R5	H30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減
1	浦添市	45,941	49,163	1,775	1,694	-81	3.86%	3.45%	-0.42%	146	164	18	0.32%	0.33%	0.02%
2	糸満市	22,405	24,266	775	841	66	3.46%	3.47%	0.01%	93	72	-21	0.42%	0.30%	-0.12%
3	豊見城市	23,411	25,597	828	952	124	3.54%	3.72%	0.18%	69	52	-17	0.29%	0.20%	-0.09%
4	南城市	15,583	17,217	574	800	226	3.68%	4.65%	0.96%	107	105	-2	0.69%	0.61%	-0.08%
5	西原町	13,170	14,366	463	426	-37	3.52%	2.97%	-0.55%	44	32	-12	0.33%	0.22%	-0.11%
6	与那原町	7,630	8,326	477	305	-172	6.25%	3.66%	-2.59%	62	21	-41	0.81%	0.25%	-0.56%
7	南風原町	13,884	15,398	495	572	77	3.57%	3.71%	0.15%	76	46	-30	0.55%	0.30%	-0.25%
8	渡嘉敷村	442	372	8	5	-3	1.81%	1.34%	-0.47%	1	2	1	0.23%	0.54%	0.31%
9	座間味村	492	495	8	2	-6	1.63%	0.40%	-1.22%	3	2	-1	0.61%	0.40%	-0.21%
10	栗国村	410	359	6	6	0	1.46%	1.67%	0.21%	1	1	0	0.24%	0.28%	0.03%
11	渡名喜村	263	256	1	1	0	0.38%	0.39%	0.01%	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
12	南大東村	705	668	17	9	-8	2.41%	1.35%	-1.06%	3	1	-2	0.43%	0.15%	-0.28%
13	北大東村	326	333	3	4	1	0.92%	1.20%	0.28%	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
14	久米島町	3,412	3,297	108	102	-6	3.17%	3.09%	-0.07%	22	12	-10	0.64%	0.36%	-0.28%
15	八重瀬町	10,522	11,366	596	458	-138	5.66%	4.03%	-1.63%	12	57	45	0.11%	0.50%	0.39%
合計		158,596	171,479	6,134	6,177	43	3.87%	3.60%	-0.27%	639	567	-72	0.40%	0.33%	-0.07%

※県女性力・ダイバーシティ推進課資料

(2) 母子・父子自立支援員及び母子・父子福祉協力員

①母子・父子自立支援員

沖縄県では各福祉事務所に母子・父子自立支援員を設置しており、当所には4人が配置されている。母子・父子自立支援員は母子家庭等の生活安定と経済的な自立を図るために母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当に係る遺棄調査及び母子家庭等の福祉に関する相談等を行っている。

②母子・父子福祉協力員

沖縄県では各福祉事務所に母子・父子福祉協力員を設置しており、当所には4人が配置されている。母子・父子福祉協力員は貸付金の円滑な償還を図るために母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けた世帯を訪問して、償還計画及び支払い等について指導・調整を行っている。

表2 年度別母子父子自立支援員の活動状況

区分 年度別	生活一般	児童	生 活 援 護							そ の 他				合 計				
	計	計	母子 福 祉 資 金	寡 婦 福 祉 資 金	父 子 福 祉 資 金	公 的 扶 養 手 当	児 童 扶 養 手 当	生 活 保 護	税 率	そ の 他	計	売 店 設 備	た ば こ 販 売	母 子 公 営 住 宅	施 設 の 利 用	母 子 福 祉 の 利 用	母 子 生 活 支 援 施 設	
令和3年度	相談件数			2,952	47	165					3,164							3,164
	処理件数			2,914	47	165					3,126							3,126
	次年度繰越件数			38							38							38
令和4年度	相談回数			3,089	49	181					3,319							3,319
令和4年度	相談件数			3,112	38	111					3,261							3,261
	処理件数			3,097	37	109					3,243							3,243
	次年度繰越件数			15	1	2					18							18
令和5年度	相談回数			3,443	40	124					3,607							3,607
令和5年度	相談件数			2,937	20	23					2,980							2,980
	処理件数			2,820	19	23					2,862							2,862
	次年度繰越件数			117	1						118							118
令和6年度	相談回数			3,227	22	24					3,273							3,273
令和6年度	相談件数			3,637	46	65					3,748							3,748
	処理件数			3,633	43	65					3,741							3,741
	次年度繰越件数			4	3						7							7
令和6年度	相談回数			3,714	48	75					3,837							3,837

(3) 母子・父子及び寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図る制度として、母子福祉対策の中でも重要な位置を占めている。貸付金の種類は修学資金、生活資金等の12種類がある。

表3 年度別、資金別、母子父子及び寡婦福祉資金貸付状況

	資金の種類	区分	令和6年度		
			件数	金額(円)	
1	事業開始資金	母子			
		父子			
		寡婦			
2	事業継続資金	母子			
		父子			
		寡婦			
3	修学資金	母子	74	42,429,470	
		父子			
		寡婦	5	3,806,100	
4	技能習得資金	母子	2	1,632,000	
		父子			
		寡婦			
5	修業資金	母子	6	2,968,500	
		父子			
		寡婦			
6	就職支度資金	母子			
		父子			
		寡婦			
7	医療介護資金	母子			
		父子			
		寡婦			
8	生活資金	母子			
		父子			
		寡婦			
9	住宅資金	母子			
		父子			
		寡婦			
10	転宅資金	母子	1	256,000	
		父子			
		寡婦			
11	就学支度資金	母子	20	7,012,121	
		父子			
		寡婦			
12	結婚資金	母子			
		父子			
		寡婦			
合計		母子	103	54,298,091	
合計		父子	0	0	
合計		寡婦	5	3,806,100	

(4) 母子福祉資金の償還

母子福祉資金の貸付制度は、ひとり親世帯の経済的自立を図るための制度である。しかしながら生活基盤の弱いひとり親世帯においては、償還状況は必ずしも好ましくない。当事務所においては、償還指導強化として、滞納者に対し、電話・訪問・面談により、生活実態の把握に努めると共に、生活状況に応じた償還方法の相談などを行い、償還促進に努めている。

表4 年度別・母子父子及び寡婦福祉資金貸付金の償還状況

(単位：千円)

年度	区分	償還状況			過年度分			現年度分		
		調定額	収入額	償還率(%)	調定額	収入額	償還率(%)	調定額	収入額	償還率(%)
令和2年度	母子	67,798	40,265	59%	27,645	3,779	14%	40,153	36,486	91%
	寡婦	6,405	2,383	37%	4,070	351	9%	2,335	2,032	87%
	父子	1,195	1,018	85%	77	0	0%	1,118	1,018	91%
	合計	75,398	43,666	58%	31,792	4,130	13%	43,606	39,536	91%
令和3年度	母子	81,160	56,128	69%	25,206	3,653	14%	55,954	52,475	94%
	寡婦	5,437	1,974	36%	3,475	323	9%	1,962	1,651	84%
	父子	2,511	2,394	95%	100	23	23%	2,411	2,371	98%
	合計	89,108	60,496	68%	28,781	3,999	14%	60,327	56,497	94%
令和4年度	母子	73,900	49,773	67%	25,021	3,387	14%	48,879	46,386	95%
	寡婦	5,427	1,829	34%	3,463	240	7%	1,964	1,589	81%
	父子	2,315	2,181	94%	117	26	22%	2,198	2,155	98%
	合計	81,642	53,783	66%	28,601	3,653	13%	53,041	50,130	95%
令和5年度	母子	80,182	56,598	71%	23,868	3,268	14%	56,314	53,330	95%
	寡婦	5,254	1,732	33%	3,598	337	9%	1,656	1,395	84%
	父子	2,698	2,492	92%	134	10	7%	2,564	2,482	97%
	合計	88,134	60,822	69%	27,600	3,615	13%	60,534	57,207	95%
令和6年度	母子	74,431	49,837	67%	23,303	2,477	11%	51,128	47,360	93%
	寡婦	5,049	1,795	36%	3,522	402	11%	1,527	1,393	91%
	父子	2,993	2,732	91%	206	51	25%	2,787	2,681	96%
	合計	82,473	54,364	66%	27,031	2,930	11%	55,442	51,434	93%

表 5 <資金別> 令和 6 年度 母子福祉資金貸付金償還状況

区分 資金		(単位:円)												
		過年度分				現年度分				合計				
		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率(%)
事業開始		5,552,073	86,836	0	5,465,237	0	0	0	0	5,552,073	86,836	0	5,465,237	1.6
事業継続		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
修 学		13,293,557	1,815,902	0	11,477,655	38,839,578	35,950,839	0	2,888,739	52,133,135	37,766,741	0	14,366,394	72.4
技能習得		1,692,926	189,840	0	1,503,086	3,530,256	3,275,952	0	254,304	5,223,182	3,465,792	0	1,757,390	66.4
修 業		0	0	0	0	1,596,000	1,596,000	0	0	1,596,000	1,596,000	0	0	100.0
就職支度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
医療介護		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
生 活		1,082,752	91,155	0	991,597	1,137,749	1,066,185	0	71,564	2,220,501	1,157,340	0	1,063,161	52.1
住 宅		0	0	0	0	116,184	116,184	0	0	116,184	116,184	0	0	100.0
転 宅		36,110	36,110	0	0	189,339	189,339	0	0	225,449	225,449	0	0	100.0
就学支度		1,645,768	256,832	0	1,388,936	5,718,552	5,165,374	0	553,178	7,364,320	5,422,206	0	1,942,114	73.6
結 婚		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
計		23,303,186	2,476,675	0	20,826,511	51,127,658	47,359,873	0	3,767,785	74,430,844	49,836,548	0	24,594,296	67.0
(父子)		(単位:円)												
区分 資金		合 計												
		過年度分				現年度分				合 計				
		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率(%)
事業開始		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
事業継続		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
修 学		90,000	0	0	90,000	2,146,014	2,065,424	0	80,590	2,236,014	2,065,424	0	170,590	92.4
技能習得		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
修 業		0	0	0	0	81,600	81,600	0	0	81,600	81,600	0	0	100.0
就職支度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
医療介護		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
生 活		86,886	51,488	0	35,398	38,616	38,616	0	0	125,502	90,104	0	35,398	71.8
住 宅		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
転 宅		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
就学支度		29,016	0	0	29,016	520,650	495,436	0	25,214	549,666	495,436	0	54,230	90.1
結 婚		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
計		205,902	51,488	0	154,414	2,786,880	2,681,076	0	105,804	2,992,782	2,732,564	0	260,218	91.3
(寡婦)		(単位:円)												
区分 資金		合 計												
		過年度分				現年度分				合 計				
		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率(%)
事業開始		240,358	0	0	240,358	0	0	0	0	240,358	0	0	240,358	0.0
事業継続		238,511	0	0	238,511	0	0	0	0	238,511	0	0	238,511	0.0
修 学		2,664,669	385,666	0	2,279,003	1,086,924	951,988	0	134,936	3,751,593	1,337,654	0	2,413,939	35.7
技能習得		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
修 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
就職支度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
医療介護		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
生 活		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
住 宅		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
転 宅		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
就学支度		378,420	16,111	0	362,309	440,592	440,592	0	0	819,012	456,703	0	362,309	55.8
結 婚		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0-
計		3,521,958	401,777	0	3,120,181	1,527,516	1,392,580	0	134,936	5,049,474	1,794,357	0	3,255,117	35.5

※各資金とも違約金は除く

(5) 自立支援教育訓練給付金の支給

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の60%（上限20万円、下限1万2千円）を支給している。

年 度	対象者数	対象講座
令和6年度	4名	看護師（1名） webクリエイター（2名） webデベロッパー（1名）

(6) 高等職業訓練促進給付金の支給

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や保育士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間中について、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として、高等職業訓練促進給付金として月額10万円（課税世帯の場合7万5百円）を支給している。

※修業期間最後の12月については、月額14万円（課税世帯の場合11万5百円）。

※修了後には、修了給付金として5万円（課税世帯の場合2万5千円）を支給。

※令和3年4月より、6月以上のカリキュラムの修業（情報関係の資格等）も対象となる。

年 度	対象者数	取得資格（予定）	備考
令和6年度	14名	看護師（5名） 社会福祉士（2名） 美容師（2名） 言語聴覚士（1名） 理学療法士（1名） Webクリエイター（1名） Webデザイナー（1名） Webデベロッパー（1名）	修了者（10名） うち資格取得（4名）

5 配偶者暴力相談支援センター

1) 業務の内容

南部配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第3条第3項に基づき、次の業務を行っている。

- ・被害者に関する様々な問題についての相談
- ・被害者が自立して生活することを促進するため、各制度の利用等についての情報提供、助言、関連機関への連絡等
- ・保護命令の制度利用についての情報の提供、助言、関連機関への連絡等
- ・被害者を居住させて保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等

2) 相談状況

表1 年度別相談件数

	来所相談	電話相談	巡回・出張相談	計
令和2年度	78 (68)	172 (158)	9 (9)	259 (235)
令和3年度	90 (76)	225 (211)	14 (14)	329 (301)
令和4年度	83 (71)	121 (109)	7 (7)	211 (187)
令和5年度	74 (56)	78 (59)	1 (1)	153 (116)
令和6年度	138 (104)	142 (90)	12 (11)	292 (205)

※延べ件数、() 内はDVを含むものの再掲

表2 来所相談状況

①経路別受付状況

(令和6年度)

経路	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	縁故者・知人等	その他	合計
件数	93	1	1	1	2	0	0	0	0	0	1	39	138

②年齢別状況

年齢別	15歳未満	15歳～18歳	18歳未満	18歳～20歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	合計
件数	0	0	1	2	20	42	26	25	20	2	138

表3 電話相談状況

①経路別受付状況

(令和6年度)

経路	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	縁故者・知人等	その他	合計
件数	94	3	2	1	3	0	34	0	0	0	5	0	142

②年齢別状況

年齢別	15歳未満	15歳～18歳	18歳未満	18歳～20歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	合計
件数	0	0	0	0	15	37	18	14	20	38	142

6 地域福祉

1) 社会福祉協議会指導監査（町村）

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、市町村、都道府県、中央の各段階で組織されている民間の自主的組織であり、公私の社会福祉関係者やこれに関心と熱意を持つ者等の参加協力を得て、組織的、効率的な地域福祉活動を促進することを目的としている。

沖縄県において、社会福祉法人である社会福祉協議会が適正な法人運営、事業経営及び施設運営を図ることを目的として、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき指導監査を行っている。

令和3年度まで管内町村の社会福祉協議会指導監査を当所にて実施していたが、令和4年度からは県福祉政策課において、全市町村社会福祉協議会を担当することとなった。

2) 民生委員・児童委員

民生・児童委員は、民生委員法・児童福祉法に基づき、各市町村に設置された民間の奉仕者で知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の福祉増進のために、社会福祉に関する相談・調整等の自主的活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う。管内の民生・児童委員配置状況は516名（令和6年4月現在※那覇市除く）である。

民生・児童委員による地域での福祉活動は、我が国の社会福祉制度の中に欠くことの出来ない重要なものであり、その活動はますます期待されている。

令和6年度 管内民生委員・児童委員配置状況							令和7年3月31日(単位：人)	
	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	渡嘉敷村
定数	141	92	89	95	66	33	66	4
現員	87	81	65	75	55	27	47	3
充足率(%)	61.7	88.0	73.0	78.9	83.3	81.8	71.2	75.0
	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	久米島町	八重瀬町	合計
定数	5	3	2	7	3	23	54	683
現員	4	3	1	5	3	12	46	514
充足率(%)	80.0	100.0	50.0	71.4	100.0	52.2	85.2	75.3
現員はR6年度活動費支給額より判断								

3) 生活困窮者自立支援事業

① 生活困窮者自立支援制度について

本制度は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、生活困窮者自立支援法施行に伴い、平成27年4月1日から支援を行っている。

相談窓口として沖縄県設置の『沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター』があり、南部管内の11町村については南風原町、久米島町、那覇市に設置された各センターで対応している。主な支援メニューは、以下のとおりである。

ア 自立相談支援事業

生活の困りごとや不安に対し、必要な支援を一緒に考え、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。

イ 住居確保給付金

離職または自営業の廃止により住居を失った者、または失うおそれの高い者に、再就職に向けた活動をすること等を条件に、原則3ヶ月間、家賃相当額を支給し生活の土台となる住居を整えた上で、再就職に向けた支援を行う。

ウ 就労準備支援事業

社会や他人との関わりに不安があるなど、すぐに就労困難な者に一定期間の就労準備講習（プログラム）に沿って、日常生活や社会生活に必要な基礎能力を養いながら、就労自立に向けた支援や就労機会の提供を行う。

エ 居住支援事業

住居を持たない者、ネットカフェ等不安定な居住形態にある者へ、一定期間内に限り宿泊場所や衣食の提供を行うとともに退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援を行う。

オ 家計相談支援事業

家計問題の相談について、状況に応じた支援計画を作成し経済状況の立て直しを支援する。

カ 就労訓練事業

すぐに一般就労することが難しい者のために、沖縄県が認定する企業・事業所において、その者に合った作業機会を提供しながら、個別の支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中心・長期で実施する。

◇支援調整会議　月2回開催

相談窓口となっている「沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター」が作成したプラン案について、本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを、合議形式で検討し判断する。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象件数	227	143	138

◇住居確保給付金新規申請件数及び支給決定件数

	新規申請件数	新規支給決定件数	延長決定件数	再延長決定件数	再々延長決定件数	再支給決定件数	支給決定合計件数
令和2年度	161	158	101	57	11	2	329
令和3年度	76	76	57	35	13	50	231
令和4年度	55	56	40	22	0	31	149
令和5年度	17	17	12	5	0	3	37
令和6年度	13	13	3	2	0	0	18

*新規支給にて原則3ヶ月間、家賃相当額を支給。その後、必要性に応じて延長、再延長、再支給といった制度が利用でき、最大9ヶ月間制度利用可能。